

# 教育振興基本計画（後期計画）の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

令和3年（2021年）3月に、令和10年度（2028年度）までの8年間の計画期間とした「八尾市教育振興基本計画」を策定し、「認め合い ともに生き 未来を切り拓く八尾の教育」を基本理念に掲げ、誰一人取り残さない教育を展開してきました。

この間、人口減少や少子・高齢化、グローバル化\*の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）\*の進展等、社会情勢が急速に変化する中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴といえる事態が発生しました。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング\*（Well-being）」という考え方が重視されてきています。

そのような中、子どもたちの「生きる力\*」をさらに伸ばし、社会の急速な変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値\*を創造できる力を育むことが重要になっています。

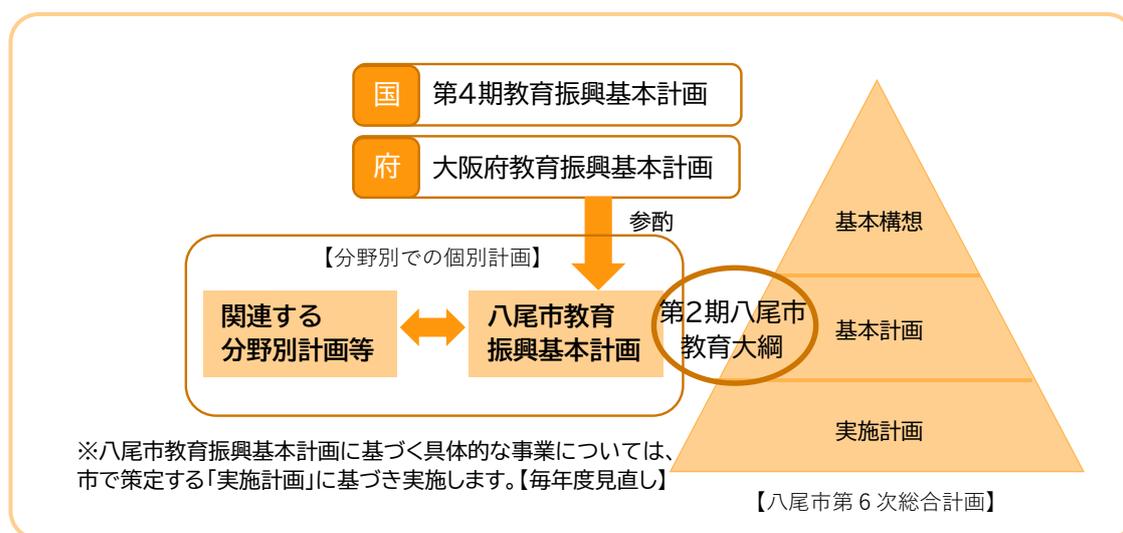
また、いじめ・不登校やヤングケアラー\*をはじめとする課題を抱える子どもたちへの支援、部活動改革、学校における働き方改革\*、施設の老朽化への対応などの課題に対応した施策の展開が求められています。

こうした社会の急速な変化や課題への対応が求められる中、令和6年度（2024年度）をもって教育振興基本計画の前期計画の期間が終了することから、国及び大阪府の教育振興基本計画に定める基本的な方向性を踏まえつつ、社会情勢の変化、本市のこれまでの取り組み状況や課題等を踏まえ、令和7年度（2025年度）以降の4年間で取り組むべき施策の方向性を明らかにする「八尾市教育振興基本計画（後期計画）」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「第2期八尾市教育大綱」を踏まえて策定します。

また、本計画は、本市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針である「八尾市第6次総合計画」で掲げる目標の実現に向けて、教育施策の方向性を定めるものであり、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）」や「八尾市こども計画」等の関連する計画との整合性を図りながら策定します。



## 3 計画の対象

本計画は、本市の教育行政に係る基本的な計画であり、幼児教育、小学校・中学校・義務教育学校の学校教育及び生涯学習を対象範囲とします。

## 4 計画期間

計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和10年度（2028年度）までの4年間とし、総合計画の見直しのほか、教育関係法令の改正や社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画期間

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
総合計画	基本構想							
	前期基本計画				後期基本計画			
教育大綱								
教育振興基本計画	前期計画				後期計画			